

令和3年5月31日  
山形県新型コロナウイルス  
感染症に係る危機対策本部

各事業者様

山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部  
本部長 吉村 美栄子

### 新型コロナウイルス感染症の感染防止の取組について（依頼）

日頃から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染状況につきましては、全国では、感染者数が横ばいあるいは減少傾向となる地域がある一方で、依然として増加傾向となっている地域もあるなど予断を許さない状況にあり、9都道府県の緊急事態宣言及び5県のまん延防止等重点措置の対象期間が6月20日まで延長されたところです。

また、県内では、変異株を主体とする感染の第4波に入っており、今後も県内の感染拡大が続いた場合、医療提供体制のひっ迫、さらには崩壊も懸念される状況にあります。

つきましては、「県民の皆様及び事業者の皆様へのお願い」において、往來を控えるようお願いしている地域等について、別添のとおり見直しを行いましたので、引き続き、業種別の「感染拡大予防ガイドライン」を遵守いただくとともに、感染防止の取組に御協力くださいますようお願い申し上げます。

#### <参考>

- 「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧」  
(内閣官房「新型コロナウイルス感染症対策」ホームページ内)  
<https://corona.go.jp/prevention/>